

第5章 個別的事項

I. 個別事案の監査結果及び意見一覧表

No.	個別事案名	監査結果	意見
1	大津市庁舎警備業務委託	-	(1) 1者特命の随意契約について
2	昇降機保守点検業務委託	-	(1) 1者特命の随意契約について
3	志賀聖苑火葬炉設備煉瓦全面積替その他工事(4号炉)	-	(1) 入札方式について
4	平成22年度児童クラブの間食提供委託業務	-	(1) 随意契約とする理由について
5	包括支援センターへ主任介護支援専門員資格を有する職員出向事業委託業務	-	(1) 委託料について
	包括支援センターへ社会福祉士資格を有する職員出向事業委託業務		(2) 契約形態について
6	大津市観光案内所運營業務	(1) 外郭団体への1者特命随意契約について	(1) 補助金との関係について
		(2) 契約金額の変更について	
7	北部クリーンセンター運転管理業務	-	(1) 1者特命の随意契約について (包括的な運転業務委託の必要性)
	大津市環境美化センターごみ焼却施設運転管理業務		(2) 積算方法の適正化について
			(3) 設備レンタルの妥当性について
8	臨湖団地1号棟101号室空家修繕工事	-	(1) 工事内容について
	臨湖団地2号棟517号室空家修繕工事		
9	都市公園施設維持業務	(1) 外郭団体への1者特命随意契約について	(1) 委託業務の分割について
		(2) 完了報告及び検査について	(2) 財団法人大津市公園緑地協会における当該委託業務の収支について
		(3) 再委託に関する承諾について	

No.	個別事案名	監査結果	意見
10	柳が崎湖畔公園護岸整備工事	-	(1) 総合評価方式について
11	市街灯・防犯灯修繕業務委託	-	(1) 材料単価について
			(2) 協同組合の活用
12	ガス普及促進員訪問業務委託	-	(1) 1者特命の随意契約について
			(2) ガス普及活動の見直し
13	大津市公共下水道汚泥焼却施設運転管理業務委託	(1) 再委託に関する協議について	(1) 再委託先との工事契約について
14	水道、ガス修繕及び保安業務委託	-	(1) 保安業務の内容について
15	水道・ガス・下水道料金システム運用管理業務委託	-	(1) 委託料について
			(2) 1者特命の随意契約について
16	大津終末処理場第2汚泥処理棟電気設備工事	-	(1) 工事契約内容の見直しによる透明性の向上について
17	外国語指導助手業務委託	-	(1) 随意契約とする理由について
			(2) 契約形態について
18	葛川少年自然の家給食業務	-	(1) 給食業務維持費について
19	大津市歴史市博物館及び大津市立市民文化会館設備管理業務	-	(1) 随意契約から入札に変更したことによる経費減
20	大津市歴史博物館常駐警備業務	-	(1) 随意契約とする理由について
			(2) 入札に変更したことによる効果

No.	個別事案名	監査結果	意見
21	参議院議員通常選挙等に伴う選挙機材の搬入搬出業務委託	-	(1) 1者特命の随意契約について
22	大津市民病院における委託契約について	-	(1) 随意契約の見直しについて
23	大津市立介護老人保健施設ケアセンターおおつ食事調理業務	-	(1) 食材料費について
			(2) 随意契約とする理由について
24	少額随意契約に関する検討事案	-	(1) 契約者以外からの見積書の徴取について
			(2) 1つの業務を2つに分割して発注している可能性のある事例
			(3) 任意団体との契約について
25	工事請負契約のうち落札率が高い契約に関する検討事案	-	(1) 高い落札率について
			(2) 予定価格事前公表の是非について
			(3) 契約事務のチェック体制について

II. 個別事案

個別事案 1

(単位：千円)

契約の名称	大津市庁舎警備業務委託			
担当部局／担当課	総務部 管財課			
相手先	A			
見積書を入手した業者数	1 者			
当初契約金額	24,822	当初設計金額	—	
最終契約金額	24,822	最終設計金額	—	
特定財源	有無	無	区分	—
	名称	—	当該契約への充当額	—

1. 契約内容

(1) 契約の概要

大津市庁舎の警備業務及び議会警備を行う。庁舎本館、別館、第二別館、駐車場（業務用駐車場を含む。）及びその周辺の火災、盗難の防止、不法侵入、不法行為等の予備警戒、抑制に努め、市業務の円滑運営に寄与することを目的とする。警備は、24 時間警備員 2 名、夜間警備員 1 名による常駐警備と機械による警備との併用で実施し、市議会開催中にあつては議会警備も行う。

(2) 設計額の積算方法

保全業務積算により委託設計額を計算し、随意契約の見積金額が、設計額を下回ることを確認している。

(3) 随意契約の理由並びに業者選定理由

本件業務は、警備員の 24 時間配置とオンライン警報装置による機械警備の併用方式で実施し、機械警備は当該業務のシステムで、他の業者に変更する場合は機械警備システムの変更に伴う委託料の上昇が予想される。また、当該業者は過去からの実績があり、庁舎の状況を把握した警備員を配置できることから、本件業務を委託するのに最適である。

(4) 5 年以上の長期継続の契約となっている理由

昭和 50 年から当該業者と随意契約を継続しており、長期継続となっている理由は、上記の 1 者特命随意契約を行っている理由と同一である。

(5) 完了確認の方法

毎日の警備報告書の提出により、警備等の状況を確認している。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 1者特命の随意契約について

当該警備業務は機械警備と人的警備に区分することができるが、大津市庁舎警備業務については、現受託業者が昭和50年に機械警備の機械を持ち込んで以来、警備機械が受託業者の所有であることを主たる理由として機械警備も人的警備も1者特命随意契約が行われている。

しかし、このような考えに基づき随意契約を行えば、当初機械を持ち込んだ業者が長期にわたり委託契約を継続することになり、警備業務は一般的な業務であるにもかかわらず随意契約が継続されてきた。機械があったから随意契約が継続されたのか、随意契約を継続したいがために、機械を設置し続けたのかは不明であるが、昭和50年から現在までの間には機械の更新も行われたであろうし、その際に契約の見直しを行うことは可能であったはずである。

適正な競争を確保するためには、機械の設置と人的警備は区分して委託業務の契約を行い、各々競争原理が働く方法で受託業者の選定を行うことが望まれる。

個別事案 2 昇降機保守点検業務委託について

1. 契約内容

大津市における昇降機（エレベーター・エスカレーター）の保守点検業務委託契約は、その大半が製造業者関連企業との1者特命随意契約である。その根拠は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」としている。

委託契約調査票に記載されている随意契約理由の一例を以下に示す。「本契約は、フルメンテナンス契約であり、定期点検の他、故障対応、部品交換等を契約範囲とし継続して契約することにより、設置当初の初期性能維持に向け長期的展望にたつて必要とされる処置を計画的、予防的に実施できる。仮に他メーカーの系列の保守点検業務に委託した場合、故障、事故等が起こった場合に保守点検と製造物との間で責任の明確化がはっきりしないことや、交換部品の調達が製造メーカーのみの調達になり修理が長期化するケースが想定されることから、製造メーカーである同社と随意契約する。」

大津市が所有する昇降機は多数あり、また、委託契約担当部署も多数あることから、「昇降機保守点検業務委託契約に関する調書」をすべての部署に作成を依頼し、提出されたものの集計は以下のとおりである。

昇降機契約関係調査票集計表

	所管部	平成 22 年度 契約件数	平成 22 年度支出額（単位：千円）
1	政策調整部	0	0
2	総務部	1	3,521
3	市民部	12	14,175
4	福祉子ども部	3	2,315
5	健康保険部	0	0
6	産業観光部	1	630
7	環境部	2	1,706
8	都市計画部	11	11,792
9	建設部	4	22,101
10	出納室	0	0
11	企業局	1	850
12	教育委員会	22	22,311
13	消防局	1	774
14	議会事務局	0	0
15	監査委員事務局	0	0

16	選挙管理委員会	0	0
17	農業委員会	0	0
18	市民病院	3	3,562
19	ケアセンターおおつ	1	1,486
	合計	62	85,223

調査票を分析した結果、すべての保守点検業務委託契約先は、その昇降機の製造メーカーあるいはその関連企業（以下「メーカー等」という。）であった。なお、木戸支所に関しては設備保守管理業務として昇降機以外の保守も一括して1業者に委託しているが、仕様書においてメーカー等に委託するよう明記されているので、他の契約と実質的に同様である。（木戸支所分は平成23年度からはメーカー等と直接契約する方法に変更しているが、委託料は前年度と同額である。）

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 1者特命の随意契約について

昇降機の保守点検業務を行う業者は、メーカー等のほか、メーカーとは直接関係がない独立系の業者も存在する。しかし、大津市ではすべてメーカー等と1者特命による随意契約を行っており、他の業者からの見積書も徴収していない。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠にする場合には他社の見積書の徴収は不要であるが、昇降機保守点検業務は果たして同条項に該当するものかどうか疑問が残るところである。大津市の施設のうち指定管理者制度を導入し外部業者に委託している施設の中で、エレベーターの保守管理業務を含めた設備保守管理をメーカー等以外の業者に委託し、エレベーター部分はメーカー等以外の業者に保守業務を行わせることでエレベーター部分の委託料が約82%となっている事例がある。メーカー等とそれ以外の業者の業務内容を比較検討し、内容、価格、品質面等を総合的に判断した上で委託業者が決定できるよう、メーカー等以外の業者から見積書を提示してもらるか、プロポーザル方式で委託業者を選定することを検討されたい。

個別事案3

(単位：千円)

契約の名称	志賀聖苑火葬炉設備煉瓦全面積替その他工事（4号炉）					
担当部局／担当課	市民部 葬儀事務所					
相手先	A					
当初契約金額	12,311	当初設計金額	—			
最終契約金額	12,311	最終設計金額	—			
入札	入札形式	受注希望型指名競争入札				
	落札価格	12,311	落札率（落札価格／当初設計金額）	88%		
	予定価格	13,380	割合（予定価格／当初設計金額）	95%		
	最低制限価格	11,704	割合（最低制限価格／当初設計金額）	83%		
	登録業者数	12	指名業者数	6	辞退者数	0
	入札参加者数	6	失格者数	1		
	入札最高額	13,380		入札最低額	11,638	
特定財源	有無	無	区分	—		
	名称	—	当該契約への充当額	—		

1. 契約内容

(1) 契約の概要

火葬炉の老朽化に伴う改修工事一式
 火葬炉（4号炉）の耐火煉瓦全面積替え
 台車更新、設備機器更新、火葬炉制御操作盤更新

(2) 設計額の積算方法

建設部建築課で工事設計書が作成されている。

(3) 指名業者選定基準及び選定方法

大津市受注希望型発注基準による。

(4) 完了確認の方法

完工届検査書、目的物引渡書、完了写真等により確認している。

(5) 同種の工事

平成 22 年度において、志賀聖苑と同様の煉瓦積み替え工事を大津聖苑においても行って
おり、大津聖苑では B が 16,054 千円で落札し、C に 14,070 千円で下請けに出してい
る工事があるが、問題の所在は本案件と全く同様である。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 入札方式について

請負業者である A は、C に下請け工事を発注しており、発注金額は 11,000 千円で
あり、請負金額 12,311 千円の 89.3%にあたる。C は、志賀聖苑火葬炉の建設業者であ
り、特許等の関係もあり前年度までは火葬場の煉瓦改修工事は C に随意契約で発注さ
れていた。平成 22 年度は、随意契約をできるだけ避けるため、受注希望型指名競争入札
により業者選定が行われているが、結果的には請負業者は C に工事の大部分を下請け
に出し、請負業者の業務としては C の進捗管理及び工事内容のチェックが主な業務に
なっている。

実質的な工事は、C が行わざるを得ないのであれば、形式的に指名競争入札にする意
義があるのか疑問であるばかりではなく、かえってコスト高になる可能性もある。

1 者による随意契約は競争の原理が働かず好ましくないため、それを改善しようとした
点は評価できるが、本当に競争原理を働かせるためには、C と同様の業務を行いうる
業者を指名し、C と競争を行わせることにより競争を行うべきである。大津市内業者に
限定される受注希望型指名競争入札方式ではなく、指名競争入札（従来型）を検討すべ
きである。

個別事案 4

(単位:千円)

契約の名称	平成 22 年度児童クラブの間食提供委託事業			
担当部局／担当課	福祉子ども部 児童クラブ課			
相手先	A			
見積書を入手した業者数	プロポーザル方式により 2 者から提案			
当初契約金額	1 食 110 円	当初設計金額	—	
最終契約金額	1 食 110 円	最終設計金額	—	
特定財源	有無	有	区分	—
	名称	児童クラブ間食 費負担金	当該契約への 充当額	66,948

1. 契約内容

(1) 契約の概要

大津市立児童クラブにおいて、遅くなりがちになる夕食までの捕食と児童クラブにおける活動の楽しみの 1 つとして間食（おやつ）の提供を行う。受託者は、間食の調理を行い午後 2 時から午後 3 時半までの間に、大津市内の 35 の児童クラブに対して、配送を行う。

(2) 設計額の積算方法

1 食あたりの単価を担当課である児童クラブ課が積算している。

(3) 随意契約の理由並びに業者選定理由

プロポーザル方式により業者の選定を行っており、選定された業者と随意契約を締結している。

(4) 5 年以上の長期継続の契約となっている理由

児童クラブの運営が平成 13 年度に大津市の直営に変更された。A はその平成 13 年度以降継続して契約を行っている。

業者の選定については、3 年に一度プロポーザル方式により業者の決定が行われているが、結果的に同一業者が契約している。

(5) プロポーザル方式の形式、応募者数又は指名者数、辞退者数、選定期間について

業者選定に当たっては、市内の同業者に対し説明会を開催後、企画書の提出を求め、選定委員会で決定している。

案内通知業者数 4 者、説明会出席業者数 3 者、企画書提案業者数 2 者となっている。

(6) 完了確認の方法

実績報告書により確認されている。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 随意契約とする理由について

プロポーザル方式を採用し、広く業者の募集を行った上での随意契約が行われている。

しかし、現実には午後2時から午後3時半というかなり限定された時間内に、広く分布している大津市内の35児童クラブに間食の配送を行うというのは業者が限られてしまい、その中からの随意契約ということであれば、業者が固定化してしまう。

入札するための方策として、仕様書で均一化を図った上で35の児童クラブをいくつかエリア分けし、それぞれのエリアで入札することを検討されたい。その結果、全区域同一の業者が請け負っている現状に比べればスケールメリットはなくなるが、反面、輸送距離が短くなり、環境面からも、配送コストの面からも良い効果が生まれると考えられる。